



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2020年7月29日

LT会報第20-14号(総第208号)

LTグループ

2019年度出向者個人所得税の確定申告についての振り返り

2019年1月に発効した中国の新しい《個人所得税法》(以下『新個税法』)に基づく個人所得税年度確定申告が本年から実施され、6月30日に終了しました。新型コロナウイルス感染が拡大するなかでも、確定申告期間が一ヵ月短縮されたため、確定申告実務の現場は様々な問題に直面させられました。今回は、本年の確定申告業務を振り返り、個人所得税還付などに関する諸問題、及び今後の対策などについてとりまとめました。出向者の方々を中心にご周知頂き、来年度の個人所得税確定申告にお役立て頂ければ幸いです。

1. 出向者が中国内の本人名義銀行口座を提示できない

【問題点】 国家税務総局の公告によると、納税者が年度確定申告で税金還付を受けるには、中国内の納税者個人銀行口座の提示が必須です。しかし、実際には、多くの会社の出向者が帰任の際に中国内の個人銀行口座を解約してしまっているケースが多くみられました。そのため申告時には銀行口座などの情報提供ができない事例が多数発生しました。

弊社は税務局に何度も説明と交渉を重ねた結果、一部の税務局は最終的に関連証明書類を提出し、別の方法(委任した別の個人や在籍の会社口座)で還付を認めましたが、今後この特例方式が通用できるかどうかわかりません。

【ご提案】 今後、出向者が帰任等の理由で帰国手続きをする際に、直ちに中国国内の銀行口座を解約しないことをお勧めします。少しでも残高をその個人口座に残し、口座を正常状態のままにしておく必要がありますので、注意が必要です。また、銀行カードがあれば、日本でもコンビニストア及び提携の銀行のATMから現金の引き出しも可能です。

2. 出向者の税務登録情報と銀行口座登録情報の相違

【問題点】 税金還付手続きの際、記入した個人の銀行口座登録情報を納税申告システムに登録情報と照合(氏名、旅券番号、口座番号等)し、内容が一致することが必須です。弊社が実施した確定申告手続きの中で最もよくある問題は、氏名が確認できないものです。納税申告システムに名前は漢字で、銀行口座名義には英文名を使用しているケースがあります。また、一部の社員のパスポートを更新した後、税務や銀行のシステムに登録情報を更新していないため、システム中の旅券番号と手持ちの新旅券番号が異なるケースもありました。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

【ご提案】既に駐在されている出向者は銀行口座と納税申告システム中の氏名と旅券番号を再確認し、不一致の場合、速やかに一致するように修正する必要があります。今後駐在・出張される予定の出向者には旅券の英文名を氏、名の順とし、納税申告システムと銀行口座情報を統一することをお勧めします。

また、中国滞在中に、旅券が期限切れ或いはその他の理由で旅券を更新した場合、速やかに新旅券の情報を会社並びに代理納税者に通知し、納税申告システム登録情報更新手続きを行い、同時に銀行口座登録情報も更新するようにしてください。

3. 年度確定申告時、追徴又は還付課税状況の多発

【問題点】『新個税法』実施後、非居住者と居住者の適用税率テーブルが異なるため、年間所得額が同じでも両者の課税所得額が異なる場合があります。多くの会社が月次申告時にはすべてを非居住者として個人所得税を申告し、当該年度が終わってから、実際には居住者(年間居住期間が183日以上)となった場合、確定申告時に改めて居住者として個人所得税を計算し直します。そのため、追納や還付が発生します。更には出向者の中国での個人所得税の一部を実質会社が負担することも多く、追納や還付対象者が多い会社ではその金額も大きくなります。よって、会社の予算と決算への影響を及ぼす可能性もあります。

【ご提案】出向者の急な帰任の可能性はあるものの、会社は年初の時点で出向者の中国滞在が183日以上になるかどうかを把握しておくことをお勧めします。そのうえで、個人所得税の月次申告時に居住者と非居住者を区分して申告すれば、確定申告時の追納と還付の煩雑な手続きが不要となります。

以上は、当社が今年に実施した出向者個人所得税確定申告納税の手続き中の共通問題です。会員企業の皆様と共有させていただくことで、今後の個人所得税申告や納税の一助となれば幸いです。

以上